

農地法第4条・第5条の規定による許可申請提出書類一覧表

1	許可申請書		1部□
2	土地の全部事項証明書(法務局)	記載されている所有者の住所が現住所と異なる場合は、所有者の住所の履歴の分かる住民票または戸籍の附票を添付 ※原本	1部□
3	付近見取り図	最寄りの駅、公共施設等からの位置が分かるもので、縮尺を明記	2部□
4	字図(法務局)	申請地周囲の地番・地目・土地所有者・耕作者名を記載 ※1部は原本	2部□
5	・転用者が法人の場合	法人の登記事項証明書(法務局) ※原本	1部□
		又は法人の定款若しくは寄附行為の写し ※原本証明をしたもの	1部□
6	配置図	・縮尺1/300～1/600程度の土地利用計画のレイアウト(位置・隣接境界・施設間の距離を明記し、面積・資材の品目・数量・台数等を具体的に記入)で、作成者の印があるもの ・排水を伴う場合は、排水施設の構造、放流先を明示 ・太陽光発電施設の場合は、断面図(縦・横)を別紙で明示	2部□
7	設計書	平面図、立面図及び盛土(埋土)等に関する断面図で、設計者の印があるもの ※原本	1部□
8	見積書	・設計および土地造成に対する見積で、工事費の内訳が分かるもの ・設計者または会社の印があるもの ※原本	1部□
9	資金証明書	転用計画を実施するために必要な資力があることを証するもの ※原本 ・金融機関の残高証明書…申請前30日以内のもの、かつ複数の金融機関の残高証明を添付する場合は証明日が同一のもの ・金融機関の融資証明書又は融資可能証明書…証明書の有効期限の日を経過していないもの ・金銭消費貸借契約書の写し(契約の内容(融資額、貸借期間、返済方法、利率等)が記載されているもの) ・金融機関以外の融資証明書 ・預貯金通帳の表紙及び最終ページの写し ・Web口座の残高がわかる書面(以下①～⑤がわかるWeb画面の印刷物) ①金融機関名 ②口座番号 ③口座名義人 ④口座残高 ⑤口座残高の時点(日付) ※預貯金残高がわかる書面の場合は最終記載事項の年月日が申請前30日以内のもの ・その他許可権者が認めるもの	1部□
10	土地改良区の意見書	※原本	1部□
11	事業を行う場合 事業計画書	事業の必要性が具体的に判断できるように、現在の利用状況・転用後の土地利用計画を詳細に明記	1部□
12	その他	☆転用目的により、別途追加資料の提出を求める場合があります。 ・雨水排水の放出許可書の写し(土地改良区・市役所土木課等) 1部□ ・契約書の写し 賃貸借、使用貸借の場合 1部□ ・理由書 近隣市町村以外の市外居住者が住宅を建築する場合等 1部□ ・他法令の許認可を了した場合はその写し(開発行為、水路上使用、道路占用、工事施工承認、形状変更、盛土規制法等) ※手続中の場合は手続状況を証する書面 例)開発行為の許可申請(写) 1部□ ・平面図及び断面図、作付及び管理計画 田から畑への地目変更の場合 1部□ ・権利設定者の同意書 所有権以外の権利が設定されている場合 1部□ ・土地選定理由書 1部□ ・宅地建物取引業者免許証の写し 分譲住宅の場合 1部□ ・雨水の流量計算書 太陽光発電施設の場合 1部□ ・電力会社との工事負担金額支払い済み関係書類の写し 太陽光発電施設の場合 1部□ ・経済産業省の再生エネルギー発電設備の認定証の写し 太陽光発電施設の場合 1部□	
13	委任状	行政書士が代理申請する際には、平成16年4月19日付け日本行政書士会連合会会長・農林建設部長による「農地法における許可の代理申請に係る取扱いの一部変更について」に基づき、委任状を添付してください	1部□

- * 2部以上必要とする書類は、1部は原本、残りはコピーで結構です。(1. 許可申請書は除きます)
- * 証明書類は、申請前3か月以内のものを添付してください。(9. 資金証明書は除きます)
- * 当事者が農業者年金を受給している場合や贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、事前に農業委員会事務局にご相談ください。
- * 申請地に賃借権等の権利が設定されている場合には、事前に解約の手続きが必要です。
- * 受付の締切は毎月20日(閉庁日の場合は前日の開庁日)の午後3時までです。
ただし、12月と3月は締切日が異なりますので事前にご確認ください。